

一般社団法人 都留青年会議所運営規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしむために、一般社団法人都留青年会議所の定款に基づき組織運営などに関する原則を定める。

第2章 理 事 会

(理事会の構成及び任務)

第2条 理事会は理事長、専務理事、議長、理事をもって開催し次の事項を審議処理する。

- (1) 定款及び諸規定に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会、褒賞及び除名並びに出席向上に関する事項
- (4) 公益社団法人 日本青年会議所より指示された事項
- (5) 委員会の編成及び設置改廃に関する事項
- (6) 新入会員の審査に関する事項
- (7) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (8) 委員会活動の助成及びその調整に関する事項
- (9) 現金等の出納、予算の執行監督、決算に関する事項、その他会計に関する事項
- (10) その他重要な事項

(理事会の開催)

第3条 定例理事会は、毎月1回以上開催するものとする。

2 理事長は、会日の前日までに、議題及び日時、場所を明示してこれを招集するものとする。 ※「も」が抜けている

3 理事会の定足数は、理事数の3分の2以上とし、決議は出席理事の過半数で決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。 ※議事を決議と変更

(臨時理事会)

第4条 理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の口頭又は書面により要求があるとき、理事長は議題を明示し、臨時理事会を招集しなければならない。

(議事録)

第5条 理事会の決議は、決議の要点を記載し、事務局に備えつけておかなければならない。

2 会員は、理事会の運営に支障なき限り、何時にても前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 議事録の保管期間は10年間とする。

※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の第五十七条の条文より追記

第3章 例会並びに出席

(例会の開催)

第6条 定款第16条に基づき、例会は原則として毎月1回以上木曜日に開催する。

2 例会の開催日の変更は、理事会において決定し、1週間前までに会員に通知しなければならない。

3 例会には、国旗及びJC旗を掲げ、開会セレモニーの際に「国家並びにJCソング」を斉唱し、「JCIクリード」「JCI Mission」「綱領」「関東地区宣言」を唱和し「JC宣言」を朗読する。閉会セレモニーの際には、「若い我等」を合唱することを原則とする。

(例会の設営進行)

第7条 例会の設営・進行は、担当委員会の指示に従い対応する。

※各委員会の持ち回りとする。という表現を変更

(例会の呼称)

第8条 毎月の初めに開催する例会を当月の第1例会と称し、当月2回目に開催する例会を第2例会と称す。

※るを足した

(出席)

第9条 正会員は、例会、定時総会、臨時総会、所属委員会、その他本会議所の催しに出席しなければならない。

2 例会及びその他の会合に欠席又は遅刻、早退する場合は、必ず予め主催者又は事務局へ届けなければならない。

3 やむを得ず例会を欠席した会員は、下記の会合に出席し、その出席が理事長により確認された場合には本会議所例会（総会は除く）の欠席を修正し、出席したものと見なされる。

認められる会議の種類

1. 各地青年会議所の月例会
2. 国際青年会議所会員大会及び委員会
3. 公益社団法人 日本青年会議所 会員大会、地区会員大会、及び地区協議会
4. 公益社団法人 日本青年会議所 総会、理事長会議、委員会、各部会

※法人格が変更になっているため

4 認められる期間については、欠席した当該月例会から起算し60日とするが、その期間が翌年にわたるときは無効とする。

5 回数については、当該事業年度内において2回までとする。

第4章 委員会・会議体

(委員会・会議体の設置)

第10条 本会議所は、定款第24条の規定に基づき、継続事業委員会、ひとづくり委員会、まちづくり委員会、総務委員会の4委員会と継続事業検討会議の1会議体を設置し、正会員は全ていずれかの委員会に所属しなければならない。ただし、理事長、副理事長、専務理事、議長及び副議長は、いずれの委員会にも所属しない。

(委員会・会議体の開催)

第11条 委員会・会議体は毎月1回以上、当該委員長・副議長が必要と認めたときに開催する。その場合、当該委員長・副議長は、理事長、担当副理事長又は担当議長に通知し、その結果は、所定の用紙に所定の事項を記入の上、担当副理事長又は担当議長を経て、理事長に報告する。

(分科会)

第12条 委員会活動を推進するため、委員長は必要により分科会を設けることができる。

(委員会・会議体の構成)

第13条

1 定款第25条の規定に基づき、各委員会とも委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。また、会議体は、議長1名、副議長1名とし、正会員を議員として置くことができる。

2 委員長は、副理事長・専務理事がこれを指名し、副委員長は、委員長がこれを指名する。また、議長は、理事長がこれを指名し、副議長は、議長がこれを指名する。

3 各委員会・会議体に所属する委員・議員は、正会員の希望を勘案し、委員長・議長がこれを決定する。

(事務局)

第14条 総務委員会をもって、定款26条第1項に定める事務局とする。

(委員会・会議体の任務)

第15条 委員会・会議体の任務は次項の通りとし、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

●継続事業委員会

- (1) 第30回 風の子興譲館わんぱく相撲つる場所事業の開催に関する事項
- (2) 献血事業の開催に関する事項
- (3) その他上記の事項に関する全ての事項

●ひとつくり委員会

- (1) 率先して行動できる人材について学ぶ事業の開催に関する事項
- (2) 学びを活かした事業の開催に関する事項
- (3) その他上記の事項に関する全ての事項

●まちづくり委員会

- (1) 地域の問題について、考える事業の開催に関する事項
- (2) 地域の可能性を活かし、協力を促す事業の開催に関する事項
- (3) その他上記の事項に関する全ての事項

●総務委員会

- (1) 理事登記に関する事項
- (2) 定時総会及び臨時総会の実施に関する事項
- (3) 4LOM合同例会の実施に関する事項
- (4) 理事長選挙管理委員会の設置に関する事項
- (5) 卒業式の開催に関する事項
- (6) 理事会の実施に関する事項
- (7) 組織力を活かした会員拡大の実施に関する事項
- (8) 新入会員に対してのオリエンテーションの実施に関する事項
- (9) 3分間スピーチの実施に関する事項
- (10) 議事録研修の実施に関する事項
- (11) 災害対策への対応に関する事項
- (12) 他の委員会に属さない事務処理・資料の管理に関する事項
- (13) 当会議所の情報発信の継続と更新に関する全ての事項
- (14) 当会議所会館の管理や会館内の備品管理に関する事項
- (15) 他の青年会議所及び他団体等への窓口対応に関する事項

- (16) 1年間の活動の記録に関する事項
- (17) 賛助会員の募集・運営管理・事務処理の窓口対応に関する事項
- (18) LOMの財務管理に関する事項
- (19) LOM運営上の問題提起・改善に関する事項
- (20) その他上記の事項に関する全ての事項

●継続事業検討会議

- (1) 継続事業の意義、課題や方向性について検討し、提言する事業の開催に関する事項
- (2) その他上記の事項に関する全ての事項

附 則

本規定は2018年1月1日より施行する。